



国際人道法は有事でも非武装の島への攻撃を禁じています

I Love いしがき FB ページ 2017年3月7日投稿

万一、東シナ海で戦争や武力衝突など有事が発生した場合、石垣島の安全を守るにはどうすれば良いでしょうか？やっぱり自衛隊が必要でしょうか？

いいえ。非武装でいるのが最も安全です。

まず、国際法が、これについて何と書いているか、見てみましょう。

不幸にして有事が発生したときに、犠牲者を最小限に抑さえ、一般住民を保護するために定められたのが、国際人道法（戦時国際法）です。国際人道法として、現在最も重んじられているのは、1977年に成立した「ジュネーブ諸条約第一追加議定書」(*)です。日本は2004年に、中国は1983年に、ロシアは1989年に加入しており、2017年1月末までの締約国は174ヶ国にのぼります（外務省ホームページ）。

その第48条は、次のように定めています。

「第四十八条 基本原則

紛争当事者は、文民たる住民及び民用物を尊重し及び保護することを確保するため、文民たる住民と戦闘員とを、また、民用物と軍事目標とを常に区別し、及び軍事目標のみを軍事行動の対象とする。」

つまり、有事でも、軍事目標のない島への攻撃（軍事行動）は、禁止されています。

では、軍事目標とは何か？

「第五十二条 民用物の一般的保護

2 攻撃は、厳格に軍事目標に対するものに限定する。軍事目標は、物については、その性質、位置、用途又は使用が軍事活動に効果的に資する物であってその全面的又は部分的な破壊、奪取又は無効化がその時点における状況において明確な軍事的利益をもたらすものに限る。」

つまり、軍の部隊、兵器などの軍用物、駐屯地などの軍事施設、戦闘中に部隊が立て籠もっている建物など「軍事活動に効果的に資する物」でなければ、軍事目標にはなり得ません。

非武装の島にはそれらのものはありません。したがって、軍事目標もありません。ですから、第48条により、非武装の島への攻撃は禁止されます。日本と交戦相手国の双方が国際人道法に従っている限り、非武装の石垣島の安全は守られます。

そうは言っても、平気で国際法を破る国もあるから保証にはならないよ、と思われるかもしれませんが、今の時代に、公然と国際法に背いて、非武装の島と住民を武力攻撃するのは、よほどの必要性和覚悟がなければ出来ることではありません。国連総会で非難決議が通り、経済制裁を受け、その上アメリカの本格的参戦をも招いたりすれば、戦争を続けること自体が難しくなります。それに、石垣島に「東シナ海制圧に不可欠な地政学的位置」とか、「石油や希少金属の宝庫」というような「よほどの必要性」がないことは、私たち住民が一番良く知っています。

一方、陸上自衛隊のミサイル基地を置けば、部隊、軍用物、軍事施設が全て揃い、東シナ海有事でそのミサイルが発射体制に入るような状況では、その破壊が「明確な軍事的利益をもたらす」軍事目標となります。したがって、相手国が大量の弾道ミサイル、巡航ミサイルを石垣島に撃ち込んだとしても、それは国際人道法違反にはなりません。となると、島が火の海になることも覚悟しなければなりません。

国際法の見地からすれば、非武装でいる方が、島の住民にとってはるかに安全なのは明らかです。

(*)正式名称は、「1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I）」です。

全文は、<http://loveishigaki.jp/archive/IntHumanitarianLaw/index.html>にあります。